

昭和二十一年五月二十五日發議
五月二十五日執行

議長 西
副議長 長
書記官長

案

一昭和二十一年勅令第百九號（昭和二十年勅令第五百四十二號ポツダム宣言の受諾に伴ひ發する命令に關する件）に基く就職禁止退官退職等に關する件の一部を改正する勅令
右來る二十九日（水曜日）午前十時會議が開かれ

村松 密

ますから御出席なされるやう議長の命に依
つて御通知致します

追て裏に御配付致しました右件の審査報告
の日附を五月二十五日に御訂正願ひます

昭和二十一年五月二十五日

書記官長

議長

副議長

親王

各大臣

顧問官

宛各通

又